

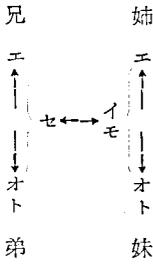
古代の言語における

親族称呼の問題

寺 横 武 夫

エンゲルスが「家族・私有財産及び国家の起源」を著すのに、L・H・モルガンの「古代社会」を祖述したことは有名である。彼が、エンゲルスのみか日本の文学研究にまで影響を与えてすでに古典研究に一つのエポックをなしたことは事実であるが、今日それが受け入れられる際のの信憑性の問題を親族称呼を一つのばあいとして考えてみたいと思ふ。

周知のように、古事記万葉を中心に、兄弟姉妹の称呼の使われざまをみると、おおむね次のようである。



＜図Ⅰ＞

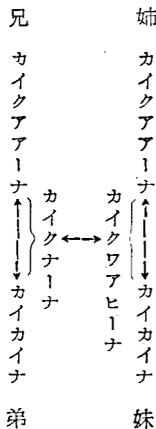
つまり、こゝでは一々を資料で実証し例外を説明するのをさしおくが、姉は妹を、兄は弟をそれぞれオトと呼び、妹は姉を、弟は兄をエと呼ぶ。姉妹は年令の大小を問わずに兄弟をセと称し、かつ兄弟は年令の上下を問わずに姉妹をイモと呼ぶ。それは仁賢紀六年九月注「古者、不言兄弟長幼、女以男称兄、男以女称妹」でも裏づけられることだが、たゞ万葉では、イモ、セが結婚の相手をも意味するような例が多くて注目させられる。少しく時代を下る源氏物語に例をとれば、イモは imotio → imovito → imowto という音便変化を通じてイモウトとなって現われるが、現在のように用いられないで男から女のキョウダイを呼ぶというふうである。セはセウトとなって女から男のキョウダイをいふ、オトはオトウトとなるが、これも兄は弟

をオトウトというけれど、姉は妹をオトウトといつてイモウトとはいわないごとくである。現存最古の国語辞典「倭名類聚鈔」がすでに、アニ、アネ、オトウト、イモウトといふ称呼を使っていることから、この時分にはすでに図Ⅰが該当しないようになっていたと思われれる。だから、和名抄以前の奈良時代の称呼を図Ⅰで示すことは、一応許されよう。

※ 和名抄は承平年間（九三一—九三七）に成る。室町の「易林本節用集」の記載も和名抄と大差ないと聞く。

ところで、同形式の称呼がポリネシア未開民族間にあることは注目に価する。米人類学者の父モルガンの「古代社会」は、ハワイの一種族の兄弟姉妹称呼を次のようにいう。

＜図Ⅱ＞



彼が推論しているところによると、こうした称呼の体系が存するのは、直系の兄弟と姉妹とが互に結婚の相手だったからである。兄弟にとって姉妹は共通の妻であり、姉妹にとつ

て兄弟は共通の夫であつたからこそ、兄弟は姉と妹とを区別して呼ぶ必要がなく、姉妹はまた兄と弟とを区別して呼ばない。これは、母と子との結婚が禁止されるようになった次の段階に現われた、血族婚の例とみなされよう」と仮説するのである。さて大野晋氏が「聲3」で報ずるところでは、品川滋子氏がこの類似性に着目して、ハワイと日本の称呼を結びつける説を出したのである。彼女は、

歴史上日本にはハワイのような典型的な血族婚の例はないが、日本とハワイの称呼が類似しているのは、かつては日本にもそうした時代の存したことを推測させるに充分である。さすがに万葉のイモヤセが、姉妹や兄弟と同時に結婚の相手をも意味しているのは、血族婚の名残りであつて、称呼はそれを継承しているのだと説くのである。私はこれをもつて、一つの試論の代わりとする。

〔反証Ⅰ〕しかしながら、私は以上の推論のみをもつてハワイと日本の結びつけを呑みこまされはしない。氏の説くところ、論を要領よくまとめすぎている趣きがあり、そのクサミを嘆きつくす必要を感じるからであり、さらにモルガンについて正しい把握をしなればならないからである。モルガンは段階的系列として① Malayan system (血族婚家

族、ハワイはこれに属する。)② Turanian

& Gnowanian system (半血族婚家族)

③ Aryan & Semitic system (一夫一婦

家族)の三体系を考へ、更に究極の二形態として「類別的体系 (Classificatory sys-

tem)」「記述的体系 (Descriptive sys-

tem)」を考へた。前者には①②が含まれ(よ

つてハワイも含まれる)、単婚に至る以前の

未開民族に特徴的にみられる体系とした。後

者は③を含み、今日の文明社会における一夫

一婦の単婚的婚姻形態に対応する体系とみて

いる。日本は明らかにその後者のカテゴリー

に入るのである。ハワイと日本とを結びつけ

ようとする試論は、だからモルガンの説く二

形態を混同していると見なくてはなるまい。

段階的分類では、それぞれを明確に区別しな

いで一応許されるとしても、モルガンが究極

の二形態をまったく異次元のものと考えた点

を看過してはならない。たといモルガン仮説

を受けるとしても、その扱いが杜撰である

ことは許されなはずである。モルガンによ

れば明らかに、両者は峻別されなくてはなら

ないのである。

〔反証Ⅱ〕婚姻史的にモルガンの位置ないし

現代的価値を概観してみる必要は、モルガン

仮説をそのまま直線的に受けいれる以前に、

なされねばならない基礎作業の一つであら

う。モルガンを受けいれる場合に、先に反証

Ⅰでみたような明らかな誤謬を犯すのがす

で、彼を正しく祖述することを前提とする場

合にも、彼の親族称呼説が今日の人類学、社

会学、民俗学の方面でどの程度において信憑

性のあるものかを見当づける純粋基礎作業が

なお残っているといわなければなるまい。も

つとも、浅学をもって大きな鏡を下るすのが

邪道であることは承知の上である。その意味

でなら暴論の誇りも甘んじて受けるといわな

ければならない。

「古代社会」は、未開社会にみられるマレ

イ式血族制度、すなわち未開人がその父をも

父の兄弟や父の従兄弟をも、すべて「父」と

呼び、又母も母の姉妹も母の従姉妹をも等し

く「母」と呼ぶのは、父と呼ばれる年代の男

すべてと母と呼ばれる年代の女すべてとが雜

婚していた証拠だという発想を持つ。つまり、

婚姻制度が生まれる前には雜婚状態があつ

たというのである。そして親族称呼を前代の

婚姻形態の残存とみる立場から、亂婚に始ま

る進化の結果単婚に至るといふ、人類は等し

く野蠻・未開・文明の三段階を経て進化する

という社会進化論をたてた。この説はマルク

ス、エンゲルスの唯物史観的立場から支持されて一時は学界を風靡し、常識とまでみなされたが、二十世紀に入って批判の矢面にたった。現今の流れとしても、マリノフスキーをはじめとして真証されない雑婚説などを出発点として婚姻説をたてるのは非科学的と批判され、中川善之助氏などもマリノフスキーの言を借りて、すでに「歴史上の記録に過ぎない」と述べたが、モルガン説親の大方をそれとみてまたいして見当は狂うまい。(他に、ラドクリフ・ブラウン、ウェスターマー、有賀喜左衛門などの真証的批判もあることを記して省略する。)だから、「この制度(Ⅱ)が、直系の兄弟姉妹をふくんだ血族の並行的結婚から起ったことは、明らかに推定し得られるところであつて、それは実に直系の兄弟姉妹の通婚をもってはじまり、そして婚姻制度の範圍が拡がるにつれて、徐々に傍系の兄弟姉妹をも包括するに至つたのである。」(「古代社会」中、第三篇家族の觀念の発達、荒畑寒村訳)などは簡単に言えないのである。万が一、モルガンの仮説を信ずるとしても、信憑性薄しとみなされる仮説の上に仮説をたてようとする試論は、「砂上の樓閣」を思わせるに難くないと考へてもよいのではないだろうか。

〔反証Ⅲ〕さらに今一つ、日本の親族称呼をもって昔時の近親婚(血族婚)の残存であろうと直線的に結びつける場合に、忘れてはならない点があると考えるのである。なるほど、日本の古代史には皇室その他の古い系譜に二親等や三親等の近親婚の例が数多くみられるのは事実と考へてよいだろう。(注f喜田貞吉博士「妹背山」(「民族と歴史」七卷三・四号など参照)皇室の婚姻史をみると崇神天皇以降皇后は皇族であるばかりでなく、天皇と血縁の近い間柄であり、「その間三十六例の配偶件数のうちに、兄弟姉妹婚が四例も見出せる。すなわち仁徳天皇と八田若郎女皇后、履中天皇と草香姫兒皇后、敏達天皇と豊御食炊屋姫皇后、後の推古天皇との婚姻、また用明天皇と穴穗部間人皇后との婚姻がその例である。」)(「日本文化史講座Ⅰ、古代家族」大間智篤三)という研究などでも明確である。しかし、それは皇族をはじめとする上層階級一部の例であつたらう。皇室など特別な身分の者の間では、その家系に依わる血の純粹さを保とうとする気持が働く場合があるし、前代の皇族兄弟姉妹婚も「みな異腹の關係であつたが、同母兄弟姉妹婚は忌避されていたらしい。」(大間智氏同論文)ので、このことは他の文献も等しく認めるところである。(品川説もこの点は認めているようだ。)少なくとも一般的に近親婚の事実を、これだけでは認めがたい。かて、加えるに、和名抄は族外婚に基づいて父方と母方とを峻別して

いるのは確かである。とするならば、「原婚社会では、一般に広範圍の近親婚が禁止されており、同一氏族成員の結婚を禁止する族外婚がおこなわれている。」(「世界大百科事典Ⅱ、傍点筆者)ことが事実として信じられる場合には、和名抄あたりでは近親婚の事実を呑んでいるという結論が導き出される。少なくとも以上の立脚点に立つとすると、ハワイの親族称呼と結びつけて、エ、オト、イモ、セという称呼は日本の人倫称呼の中に深く食い込んで長い間使われてきたものであり、しかもその根源的な体系は血族婚の時代そのまゝのものであると説く試論の信憑性は、さして確かなものとは考えられなくなる。

学問的な証明としては、さらにあらゆる面からの検討が必要であるが、モルガンをそのまゝに受け入れる場合の考え方のヒントとして考へるのである。私の主体性を強いて認めようとするなら、それはモルガンの親族称呼仮説と日本古代の人倫語の体系をそのまゝに、直線的に結びつけることは強く反省されるべきで、二つは峻別されるはずのものであるという点であらう。「親族称呼の問題」という表現には、問題の解決ではなく、提出であるということがらくる私の善意と希冀の予測とがパラドキシカルにこめられていてと解されるなら、不本意とはしないつもりである。

(本学学生三年)